

宇治市空き家等対策計画策定委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

第6条第1項の規定に基づき、宇治市における空き家等対策計画（以下「計画」という。）を策定するため、宇治市空き家等対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について、協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は次の各号に規定する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の従事者
- (3) 行政関係者

(会長及び副会長)

第4条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、市長が委嘱する日から平成31年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

(会議の特例)

2 この要項の施行の日以後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。